



議案第百二号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の  
一部改正について

次のとおり教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正すること  
について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本  
議会の議決を求めらる。

昭和五十五年十二月二十三日

三朝町長 松村 衛 成

昭和五十五年拾月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の

一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和四十四年三朝町条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「三十三万五千元」を「三十五万五千元」に改め、同条第三項中「給料の月額に」を削り、「例により一定の割合を乗じて得た額とする」を「例による」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和五十五年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2 改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて、

昭和五十五年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に、教育長に支払われた給与は、改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定による給与の内払とみなす。